

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（県、PAZを含む市及びUPZを含む市町をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。
- ② 市は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知等した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知等したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZを含む地方公共団体に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。
- ② 市は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態発生を認知等した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態発生を認知等したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- ② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、通報・連絡を受けた事項、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報、住民の避難準備に係る事項等について指定行政機関に連絡するものとなっている。

また、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に

協力するよう、要請するものとされている。

- ③ 市は、原子力事業者、国及び県から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- ④ 原子力検査官（原子力運転検査官）等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、国及び関係地方公共団体に連絡することとされている。

(4) 連絡系統図

これらの通報連絡を行う連絡系統図は、別図3-2-1のとおりである。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ③ 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者、国及び県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- ④ 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ⑤ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。
- ② 原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

- ③ 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- ④ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市町及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や

県等の関係機関に協力するものとする。

第3節 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 情報収集事態に対応した市の体制

① 市原子力災害情報収集体制

市は、情報収集事態発生を認知等した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためのあらかじめ定められた市原子力災害情報収集体制（以下「情報収集体制」という。）をとるものとする。

② 市原子力災害情報収集体制の解除

原子力情報収集体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

ア 市長が、原子力発電所の状況が安定し、事故発生のおそれなくなったと認めたとき。

イ 警戒本部の設置準備体制に移行したとき。

(2) 警戒事態に対応した市の体制

① 市原子力災害警戒本部設置準備体制

市は、警戒事態発生を認知等した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう警戒体制をとるものとする。

② 情報の収集

市は、警戒事態発生を認知等した場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ 市原子力災害警戒本部設置準備体制の解除

警戒本部の設置準備体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

ア 市長が、原子力発電所の事故が終結し、応急対策の必要なくなったと認めたとき。

イ 警戒本部が設置されたとき。

(3) 市原子力災害警戒本部の設置等

① 警戒本部の設置

市は、施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、市長を本部長とする警戒本部を設置するものとする。

② 情報の収集

市は、施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国及び県との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

⑤ 国等との情報の共有等

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整及び情報の共有を行うものとする。

⑥ 警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

ア 警戒本部長が、原子力発電所の事故が終結し、応急対策の必要なくなったと認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき。

(4) 災害対策本部の設置等

① 災害対策本部の設置

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。また、必要に応じ、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地対策本部等をオフサイトセンターに設置するものとする。

② 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

原子力緊急事態解除宣言がなされた後、災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。

(5) 県への連絡

市は、情報収集体制、警戒本部の設置準備体制、警戒本部又は災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を県へ連絡するものとする。

(6) 災害対策本部等の組織、配備態勢及び参集方法等

情報収集体制、警戒本部設置準備体制、警戒本部及び災害対策本部の組織、構成、配備態勢、参集方法、所掌事務等はあらかじめ定めたものによるものとする。

(7) 他の対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定めるものとする。

3 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

4 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

5 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

6 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

① 災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

② 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

① 防災業務関係者（ただし、事故が発生した原子力発電所の放射線業務従事者は除く。）の放射線防護については、次表の防護指標に基づき行うものとする。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。

対 象	指 標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を併せて用いる。 眼の水晶体：等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 皮 膚：等価線量で 1 シーベルトを上限とする。

（注 1）事故が発生した原子力発電所等の放射線業務従事者については、別途法令により線量限度が定められているため、本指標は適用しない。

（注 2）県からの要請により活動する民間事業者については、実効線量で 1 ミリシーベルトを基本とし、必要に応じて県と協議の上、放射線防護に係る指標を定めるものとする。

② 市は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。また、民間事業者に被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策の実施を要請した時は、当該民間事業者が実施する被ばく線量の管理や健康管理について必要な支援を県などを行うものとする。

③ 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ、県など関係機関に対し除染

等の医療措置を要請するものとする。

(4) 安全対策

- ① 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ② 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

- (1) PAZを含む市は、警戒事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。

なお、「EAL」（Emergency Action Level）とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。

表 警戒事態を判断するEAL

警戒事態の基準	措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。※1 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。※1 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。※1 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。※1 ⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。※1 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。※1 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。※1 ⑧ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。※2 ⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。※1 ⑩ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失するこ	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

と。※1

⑪ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。※1

⑫ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。※1

⑬ 御前崎市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。※3

⑭ 御前崎市沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。※3

⑮ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合。※3

⑯ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。※3

⑰ 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。※1

⑱ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。※3

※1 ①～⑦、⑨～⑫及び⑰は、原子炉の運転等の施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

※2 ⑧は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

※3 ⑬～⑯及び⑱は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

- (2) PAZを含む市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、PAZ内における避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を行うこととする。また、市は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うこととする。

表 施設敷地緊急事態を判断するEAL

施設敷地緊急事態の基準	措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。※1	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。
② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水す	

- るものによる注水が直ちにできないこと。※1
- ③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。※1
- ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。※1
- ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。※1
- ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。※1
- ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。※1
- ⑧ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。※2
- ⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。※1
- ⑩ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。※1
- ⑪ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。※1
- ⑫ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。※1
- ⑬ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。※1
- ⑭ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。※1
- ⑮ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。※3
- ⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。※3

※1 ①～⑦及び⑨～⑭は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

※2 ⑧は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

※3 ⑮⑯は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、し

ていないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

- (3) P A Zを含む市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、P A Z内の避難を行うこととし、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

また、市は、P A Z内の避難の実施に併せ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、U P Z内の住民等に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するものとする。

表 全面緊急事態を判断するE A L

全面緊急事態の基準	措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止すること、又は停止したことを確認することができないこと。※1 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。※1 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。※1 ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。※1 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。※1 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。※1 ⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。※1 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。※1 ⑪ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。※2 ⑫ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなることを、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなることを。※1	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

- ⑬ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
※ 1
- ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。※ 3
- ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
※ 3

- ※ 1 ①～⑩、⑫及び⑬は、原子炉の運転等の施設が、規制法第 43 条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。
- ※ 2 ⑪は、原子炉の運転等の施設が、規制法第 43 条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。
- ※ 3 ⑭⑮は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

- (4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。
- (5) 市は、原子力災害の観点から、屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になったときには、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、市独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、市は、国及び県と緊密な連携を行うものとする。

表 OIL 1、2と防護措置

基準の概要	初期設定値※ 1	防護措置の概要
OIL 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ 2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
OIL 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ 3 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ 2)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1 週間程度内に一時移転を実施。

- ※ 1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOIL の初期設定値は改定される。
- ※ 2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率

計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

- (6) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- (7) 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査場所等の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
また、市は、避難対象区域に含まれた場合、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (8) 市は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (9) 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力の下、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は、受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すこととされている。
- (10) 市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

2 避難所等

- (1) 市は、避難対象区域に含まれ、県より指定避難所及び避難退域時検査場所の開設等の情報伝達を受けた場合、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。
- (2) 市は、避難対象区域に含まれた場合、県と連携し、それぞれの避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供するものとする。
- (3) 市は、避難対象区域に含まれた場合、県の協力のもと、避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 市は、避難対象区域に含まれた場合、県と連携し、避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (5) 市は、避難対象区域に含まれた場合、県の協力のもと、避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。
- (6) 市は、避難対象区域に含まれた場合、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 市は、避難対象区域に含まれた場合、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 市は、建設型応急住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、建設型応急住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

3 広域一時滞在

- (1) 市は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- (3) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは、市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとされている。
- (4) 国は、市及び市を包括する県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとされている。

4 安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

5 住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

市は、県が行う住民等が〇・Ⅰ・Ⅱに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後実施する住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングについて、協力するものとする。

6 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

7 要配慮者への配慮

- (1) 市は、避難対象区域に含まれた場合、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、建設型応急住宅等への優先的入居、高

齢者、障害者向け建設型応急住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

10 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置

市は、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難の指示等をした区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

措 置 内 容	関 係 機 関	
立 入 制 限 及 び 交 通 規 制	1 県	2 志太広域事務組合志太消防本部
	3 静岡県警察本部	4 清水海上保安部
	5 東京空港事務所	6 道 路 管 理 者

11 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の

予防等に努めるものとする。

第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- (1) 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。
- (2) 国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請し、当該検査の結果を取りまとめ、取りまとめた結果に基づき、OILの基準等を踏まえた飲食物の摂取制限及び出荷制限について都道府県等に指示・要請するものとされている。市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。また、市は、国および県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

表 飲食物に係るスクリーニング基準※1

基準の概要	初期設定値※2	防護措置の概要
OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※3（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※4）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

※1 国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）では、OIL 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL 3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL 5が設定されている。ただし、OIL 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

表 OIL 6と防護措置について

基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	別表のとおり	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

別表

核種※1	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※2
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL 6値を参考として数値を設定する。

※2 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、避難対象区域に含まれた場合、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー

第2順位 避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 避難者、負傷者等
- ③ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- ④ コンクリート屋内退避所、避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ① 市は、避難対象区域に含まれた場合、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ② 市は、避難対象区域に含まれた場合、人員、車両等の調達に関して、次表の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町に支援を要請するものとする。

輸 送 内 容	関 係 機 関
モニタリング要員 各種資機材	1 (一社) 静岡県トラック協会 2 日本通運(株) 3 自衛隊 4 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 5 第三管区海上保安本部
避難住民等	1 (一社) 静岡県バス協会 2 自衛隊 3 静岡県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)

- ③ 市は、避難対象区域に含まれた場合、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

市道路管理者は、避難対象区域に含まれた場合、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

- (1) 市は、避難対象区域に含まれた場合、関係消防機関の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、避難対象区域に含まれた場合、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 市は、避難対象区域に含まれた場合、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。
なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。
 - ① 救助・救急及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の必要期間
 - ② 応援要請を行う消防隊の種別と部隊数
 - ③ 市への進入経路及び集結（待機）場所

2 医療措置

- (1) 市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。
- (2) 協力機関に登録されている焼津市立総合病院は、県の緊急被ばく医療活動実施要領に基づき原子力災害医療を講ずるものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。
- (2) 市は、住民等への情報提供に当たっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質

調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

- (4) 市は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。
- (5) 市は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報紙、広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが、市は、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望する物及び受入れを希望しない物を把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合

には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- (2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第12節 核燃料物質等の運搬中の事故への対策

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、経済産業省、原子力規制委員会、内閣府、国土交通省、県、市町、警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関に文書を送信し、さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認することとされている。
- (2) 市は、原子力防災管理者から特定事象発生の通報を受けた場合、国、県、県警察、消防機関、原子力事業者、海上保安部署、その他防災関係機関と連携し、直ちに事故の状況把握に努めるとともに、必要に応じ緊急時モニタリングの準備態勢を整えておくものとする。
- (3) 原子力緊急事態に至った場合には、内閣総理大臣は原災法に基づき、直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、国の原子力災害対策本部及び現地災害対策本部を設置することとされている。
県及び市は、国の現地災害対策本部から、事故現場周辺の住民避難等の指示があった場合には、市民等の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。